

**医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに  
歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の実施件数**

実績期間：2025年1月～2025年12月

区分	項目	実施件数	
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	110	
	イ 黄斑下手術等	357	
	ウ 鼓室形成手術等	65	
	エ 肺悪性腫瘍手術等	27	
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	247	
区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	92	
	イ 水頭症手術等	40	
	ウ 副鼻腔悪性腫瘍手術等	32	
	エ 尿道形成手術等	8	
	オ 角膜移植術	4	
	カ 肝切除術等	60	
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	22	
区分3	ア 上顎骨形成術等	13	
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	34	
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術	10	
	エ 母指化手術等	6	
	オ 内反足手術等	0	
	カ 食道切除再建術等	11	
	キ 同種死体腎移植術等	2	
区分4	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	498	
その他	ア 人工関節置換術	215	
	イ 乳児外科施設基準対象手術	2	
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	79	
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	161	
	オ	経皮的冠動脈形成術	23
		急性心筋梗塞に対するもの	2
		不安定狭心症に対するもの	2
	その他のもの	19	
	オ	経皮的冠動脈粥腫切除術	1
	オ	経皮的冠動脈ステント留置術	107
		急性心筋梗塞に対するもの	22
不安定狭心症に対するもの		9	
その他のもの		76	